



プレスリリース

2017年11月27日

西表島の世界自然遺産推薦の評価を進める国際自然保護連合(IUCN)へ 新報告書:「西表島で導入されるべき包括的な観光利用の管理について」を提出

認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金(JTEF)/JTEF 西表島支部やまねこパトロール(沖縄県八重山郡竹富町上原)は、報告書:「西表島で導入されるべき包括的な観光利用の管理について」を公表します。この報告書は、先週、関係行政機関(環境省、沖縄県、竹富町)に報告するとともに、10月に来島し世界自然遺産推薦評価のための現地視察を行った国際自然保護連合(IUCN)の専門家らにも提出されました。

この報告書は、先月17日に現地調査の一環として開催された「IUCN 現地調査における地域との意見交換会」において、IUCN 専門家より「西表島においては観光利用の管理が一番の課題であり、包括的な管理が必要である」と指摘されたことを機に、西表島においてあるべき観光管理の姿について、現地 NGO としての検討を試みたものです。

この報告書では、

- ・空路・海路の入域客数、石垣ー西表間的高速船の便数、西表島への入域者数、ツアー事業者・ガイド数等のデータを示しながら西表島に入域する観光客数/「エコツアー」客数の増加について述べるとともに、イリオモテヤマネコの目撃データ等の分析から「エコツアー」客の増加とイリオモテヤマネコの交通事故増加の関連性を示し、世界自然遺産リストへの記載に伴う観光客増による悪影響をより慎重に警戒すべき根拠を明らかにしています(第1章)。
- ・北岸地区の河川生態系(大見謝川、ユツン川)をケーススタディーとして北岸地区におけるエコツアーの現状と管理の実態を考察、あわせて西表島島内におけるエコツアーの規制およびモニタリング体制の関係行政による検討状況を検証しました(第2章)。
- ・以上の検討を前提に、西表島に求められる「包括的な観光利用の管理」においては、以下の点が実現されなければならないと提言しています(第3章)。

- a) 西表島全域を対象とした法的根拠のあるルールとして、竹富町条例に基づき、現在エコツアーで利用されているフィールドのエントリーポイント毎の総量規制・行為規制を導入すること。
- b) さらにエントリーポイントから先の全域に利用が及んでいるフィールドにおいては、フィールド内の利用ポイント毎に入域人数・期間をきめ細かに設定すること。
- c) 専門の監視員が地元警察と協力し、定期的に各フィールドで巡視活動を行い、ルールの遵守状況を確認できる体制を構築すること。
- d) 現在、エコツアーの利用があるフィールドにおいては、直ちに各フィールドごとのベースラインデータを収集すること。
- e) 各フィールドにおけるエコツアーの影響を継続的にモニタリングするとともに、第三者機関による検討を経て、さらに規制にフィードバックする体制を設けること。
- f) 関係船会社の協力を得て、石垣島から高速船・フェリー・チャーター船で西表島へ入域する観光客の総量規制を行う仕組みを導入すること。

【お問合せ】 JTEF 西表島支部 やまねこパトロール 事務局長 高山雄介
〒907-1541 沖縄県八重山郡竹富町上原 656-2 Tel 090-1450-6475

Email: takayama@jtef.jp